



女性のための年金学

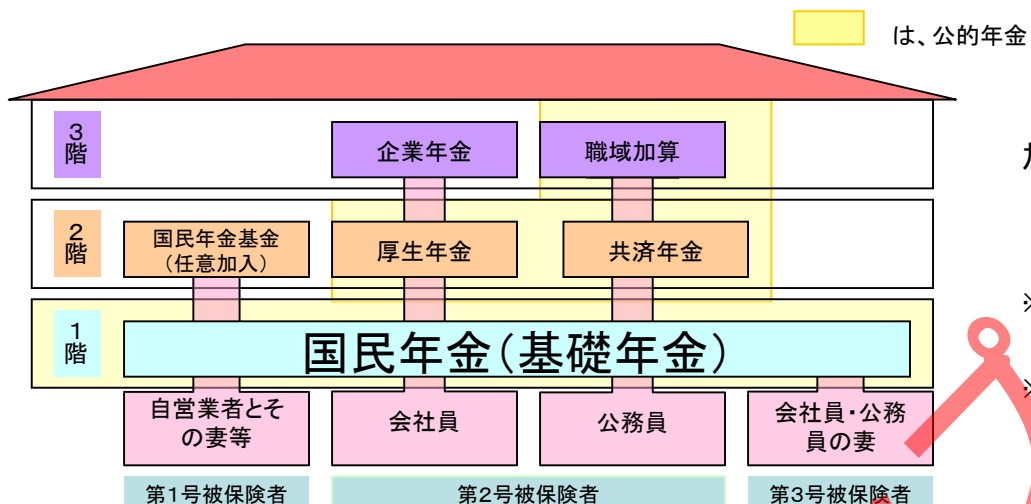


豊かな老後への第一歩



社会保険労務士 酒井和美

公的年金制度の仕組み



年金制度は、3階建ての階層構造になっています。どの制度に加入するかは、職業や社会的立場によって決まります。

※企業年金……… 厚生年金基金や確定給付企業年金 など

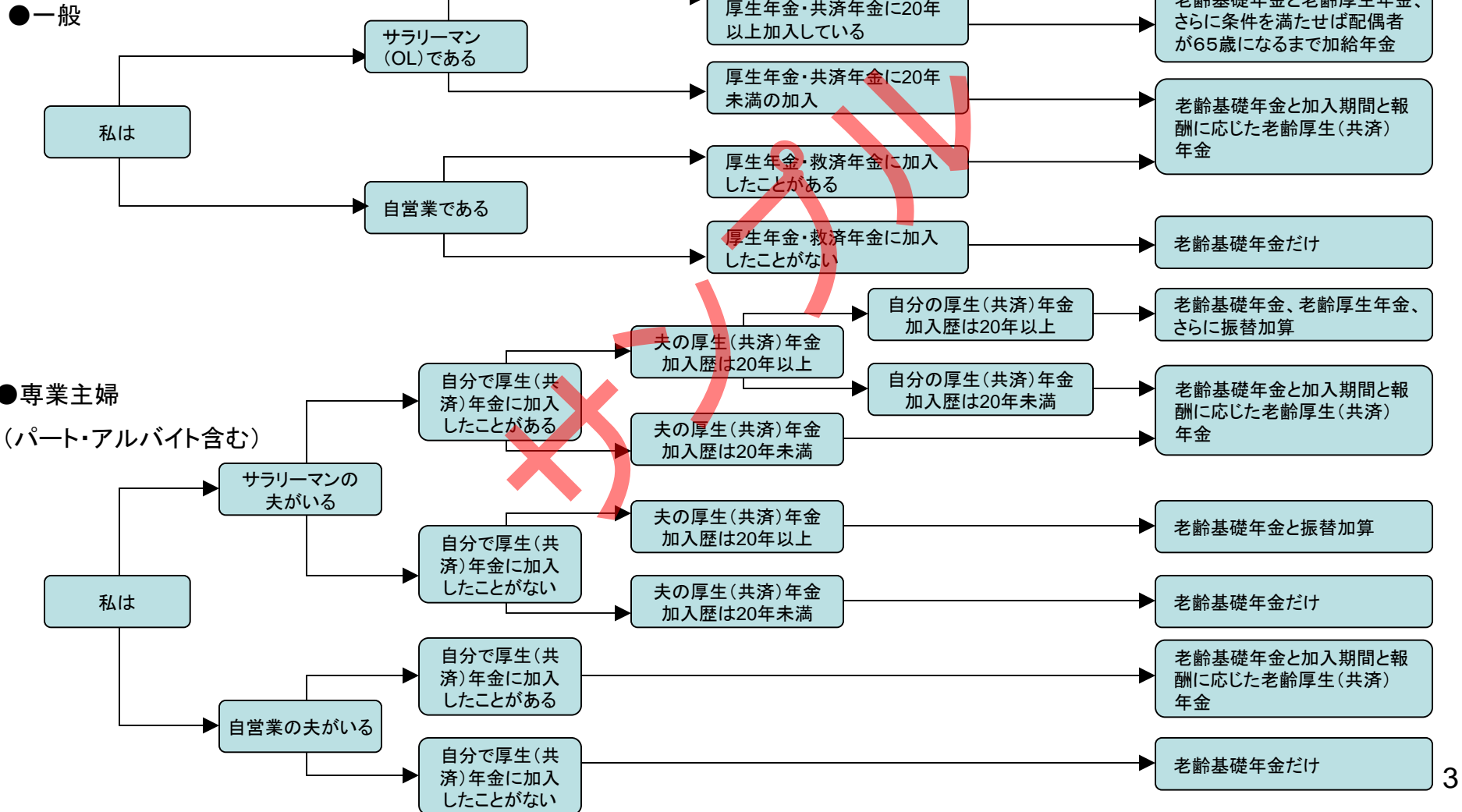
※国民年金基金… 第1号被保険者だけが任意に加入することができる年金

	国民年金	厚生年金	共済年金
加入する人	自営業者、学生、無業者、専業主婦などで20歳以上60歳未満の国内居住者	サラリーマン、OL、船員など (国民年金も同時に加入)	公務員、教員など (国民年金も同時に加入)
保険料	1人一律 1万4100円(平成19年度)第3号被保険者は負担なし	月給、賞与の7.321%(平成19年8月までの保険料率)事業主も同額負担	組合ごとの保険料率で月給、賞与から負担
支払期間	原則として20歳から60歳の40年間	サラリーマン在職中 (70歳未満)	公務員等在職中
もらえる金額	満額で年間79万2100円(平成17年度)	年間150万円～250万円くらい (基礎年金と厚生年金の合計額)	年間160万～270万円くらい (基礎年金と共済年金の合計)
もらい始める年齢	原則として65歳から一生涯	支給開始年齢が60歳から65歳へと引き上げられている。支給は一生涯	
窓口	社会保険事務所または市区町村役場	社会保険事務所	各共済組合

あなたのもらえる年金は？

年金をもらうためには……

- 公的年金の加入期間が25年以上必要
- 65歳前の老齢厚生年金は25年以上のうち厚生年金加入期間が1年以上必要



何歳からもらえるの？

		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
男性の場合	女性の場合						
昭和16年4月1日 以前生まれ	昭和21年4月1日 以前生まれ			報酬比例部分			老齢厚生年金
				定額部分			老齢基礎年金
昭和16年4月2日～ 昭和18年4月1日生	昭和21年4月2日～ 昭和23年4月1日生						
昭和18年4月2日～ 昭和20年4月1日生	昭和23年4月2日～ 昭和25年4月1日生						
昭和20年4月2日～ 昭和22年4月1日生	昭和25年4月2日～ 昭和27年4月1日生						
昭和22年4月2日～ 昭和24年4月1日生	昭和27年4月2日～ 昭和29年4月1日生						
昭和24年4月2日～ 昭和26年4月1日生	昭和29年4月2日～ 昭和31年4月1日生						
昭和26年4月2日～ 昭和28年4月1日生	昭和31年4月2日～ 昭和33年4月1日生						
昭和28年4月2日～ 昭和30年4月1日生	昭和33年4月2日～ 昭和35年4月1日生						
昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日生	昭和35年4月2日～ 昭和37年4月1日生						
昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日生	昭和37年4月2日～ 昭和39年4月1日生						
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日生	昭和39年4月2日～ 昭和41年4月1日生						
昭和36年4月2日 以後生まれ	昭和41年4月2日～ 以後生まれ						

60歳台前半の老齢厚生年金の支給開始年齢は徐々に引き上げられ、全額65歳支給へと移行して行きます。

平成19年4月1日時点で、45歳以下の男性と40歳以下の女性は65歳まで年金はもらえません。

年金額の計算式

報酬比例部分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{\text{給付乗率※}}{1000} \times \text{平成15年3月までの厚生年金加入期間} = A$$

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{\text{給付乗率※}}{1000} \times \text{平成15年4月以降の厚生年金加入期間} = B$$

$$(A+B) \times 1.031 \times \text{物価スライド率} \quad \text{0.985(平成19年度)}$$

定額部分

$$\text{定額単価} \quad \text{1,676円} \times \text{厚生年金加入期間(上限480月)} \times \text{0.985(平成19年度)}$$

加給年金

	配偶者・ 第一子・第二子	第三子から
加算額	227,900円	75,900円

特別加算
配偶者加算 + 168,100円 + 子の加算

老齢厚生年金

報酬比例部分 + 経過的加算

$$\text{定額部分} - 79万2100円 \times \frac{\text{20歳~60歳の厚生年金加入月数}}{480月(40年)}$$

老齢基礎年金

$$79万2100円 \times \frac{\text{保険料を払った月数} + \frac{1}{4}\text{免除の月数} \times 5/6 + \frac{\text{半額免除の月数}}{2/3} + \frac{3}{4}\text{免除の月数} \times 1/2 + \frac{\text{全額免除の月数}}{1/3}}{480月(40年)}$$

振替加算

振替加算早見表(資料1)を参照

平成16年改正で老齢厚生年金の計算式は次の式に変更になりました。変更前の計算による金額が変更後の計算による金額を上回る場合は変更前の計算式になります。(従前額保障)
当面は、改正前の計算の方が金額が高いため改正前の式で計算します。

$$\text{平均標準報酬月額} \times 7.125 / 1000 \times \text{平成15年3月までの厚生年金加入期間} = A$$

$$\text{平均標準報酬額} \times 5.481 / 1000 \times \text{平成15年4月以降の厚生年金加入期間} = B$$

A+B

※報酬比例部分の給付乗率と定額単価は生年月日による読み替えがあります。記載は、昭和21年4月2日以降に生まれた人の給付乗率と定額単価です。(65歳からの老齢厚生年金も同様)

※加給年金の特別加算は年金受給者の生年月日による読み替えがあります。記載は、昭和18年4月2日以降に生まれた人の金額です。

年金太郎・花子夫婦の年金額



昭和22年4月3日生まれ(58歳)
 厚生年金加入期間
 昭和44年4月～平成19年3月
 38年(456力月)
 平均給与額 34万円
 平均の年間賞与額 130万円(10万8000円)
 国民年金加入期間
 昭和42年4月～昭和44年3月
 2年(24力月)



昭和24年4月20日生まれ(56歳)
 厚生年金加入期間
 昭和43年4月～昭和51年3月
 8年(96力月)
 平均給与額 15万円
 国民年金加入期間
 第3号被保険者として
 昭和51年4月～平成21年3月
 33年(396力月)

報酬比例部分

$340,000円 \times 7.5 / 1000 \times 408力月 = 1,040,400円$
 $448,000円 \times 5.769 / 1000 \times 48力月 \doteq 124,057円$
 $(1,040,400円 + 124,057円) \times 1.031 \times 0.988 \doteq 1,186,148円$

定額部分

$1,676円 \times 456力月 \times 0.988 \doteq 755,085円$

加給年金

$228,600円 + 168,700円 = 397,300円$

老齢厚生年金

$1,186,148円 + \left(755,085円 - 794,500円 \times \frac{456力月}{480力月} \right) \doteq 1,186,458円$

老齢基礎年金

310円
 $794,500円 \times \frac{480力月}{480力月} = 794,500円$

報酬比例部分

$150,000円 \times 7.5 / 1000 \times 96力月 \times 1.031 \times 0.988 \doteq 110,012円$

定額部分

$1,676円 \times 96力月 \times 0.988 \doteq 158,965円$

経過的加算

$158,965円 - 794,500円 \times \frac{84力月}{480力月} \doteq 19,928円$

老齢厚生年金

$110,012円 + 19,928円 = 129,940円$

老齢基礎年金

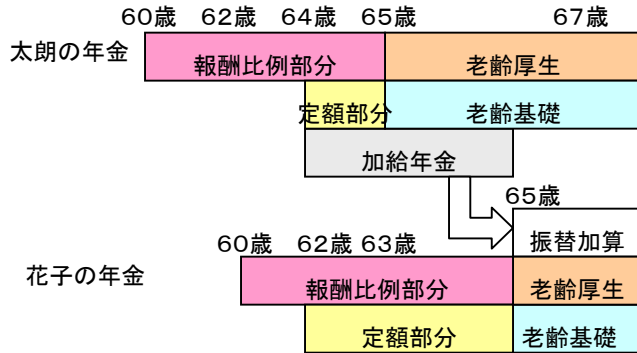
$794,500円 \times \frac{480力月}{480力月} = 794,500円$

振替加算

88,500円

太郎・花子夫婦の年金額

◆ イメージ図



	太郎	花子
報酬比例部分	1,186,148円	110,012円
定額部分	755,085円	158,965円
加給年金	397,300円	
老齢厚生年金	1,186,458円	129,940円
老齢基礎年金	794,500円	794,500円
振替加算		88,500円

太郎	60歳	62歳	64歳	65歳	67歳
イベント	定年報酬比例支給開始		定額支給開始	老基・老厚支給開始	
年金	118万円	118万円	233万円	237万円	198万円

花子	58歳	60歳	62歳	63歳	65歳
イベント	第3号から第1号被保険者に変更	報酬比例支給開始	定額支給開始		老基・老厚支給開始
年金	万円	11万円	26万円	26万円	101万円

合計額	118万円	129万円	259万円	263万円	299万円	万円
月額	9.8万円	10.7万円	21.5万円	21.9万円	24.9万円	万円

サラリーマンの妻は、夫が死亡した場合、自分の老齢基礎年金・老齢厚生年金と併せて遺族年金を受け取ることができません。

※遺族年金の種類

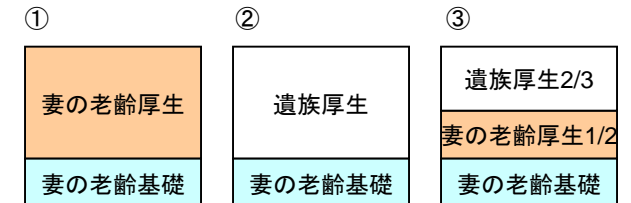
遺族基礎年金・・・18歳以下の子がいる場合のみ支給
79万4500円＋子の人数に応じた加算

遺族厚生年金・・・子の有無に関係なく支給
夫の報酬比例部分の3/4
(加入期間300カ月保障)

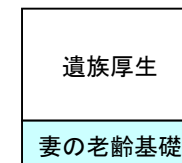
中高齢寡婦加算・・・夫の死亡当時、子のない妻が35歳以上または子が18歳以上で遺族基礎年金を受けられない場合支給(65歳まで)
(平成19年4月から変更)
59万6000円

経過的寡婦加算・・・65歳以降、中高齢寡婦加算に代わって支給
金額は生年月日に応じる
昭和31年4月2日以降の人は受けられません。

妻が老齢基礎年金と老齢厚生年金をもらえる場合
選択肢は3つ(平成19年4月から変更)



妻が老齢基礎年金のみの場合



年金額計算シート

①報酬比例部分(65歳以降の老齢厚生年金も同じ式で計算)

平均標準報酬月額

 円

給付乗率

平成15年3月までの加入月数

 月

 円

..... A

平均標準報酬額

 円

給付乗率

平成15年4月以降の加入月数

 月

 円

..... B

従前額改定率(平成17年度)

$$(A + B) \times 1.031 \times 0.988 = \text{円}$$

..... C

②定額部分

定額単価

 円

厚生年金加入月数(上限480月)

 月

物価スライド率(平成17年度)

 円

..... D

③加給年金

配偶者加算(+特別加算)

 円

子の加算

 円

 円

..... E

子の加算は、子供が18歳に達した年度末まで支給。2人目までは1人につき22万8600円、3人目からは1人につき7万6200円

⑤老齢厚生年金

経過的加算

A +

×

20歳~60歳の
厚生年金加入月数

480月(40年)

 円

..... G

④老齢基礎年金

保険料を払った月数(20~60歳)

 月

半額免除の月数

 月

全額免除の月数

 月

 円

×

480月(40年)

$$\frac{\text{月数} \times 2/3 + \text{月数} \times 1/3}{480}$$

=

 円

.... F

①振替加算

振替加算早見表(資料1)を参照

 円

我が家の年金額



	夫	妻
報酬比例部分	円	円
定額部分	円	円
加給年金	円	円
老齢厚生年金	円	円
老齢基礎年金	円	円
振替加算	円	円

夫	歳	60歳	歳	歳	65歳	歳	
イベント		定年			老基・老厚 支給開始		
年金	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円

妻	歳	歳	歳	歳	歳	65歳	
イベント						老基・老厚 支給開始	
年金	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円

合計	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
月額	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円

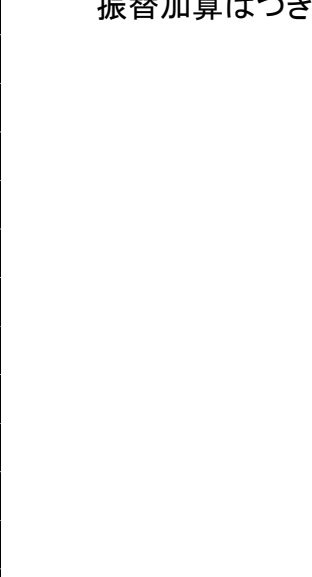
資料 1

振替加算早見表

生年月日	加算額
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	106,800
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	100,600
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	94,400
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	88,500
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	82,300
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	76,100
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	70,200
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	64,000
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	57,800
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	51,900
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	45,700
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	39,500
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	33,600
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	27,400
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	21,300
昭和36年4月2日～昭和41年4月1日	15,300

振替加算は、生年月日により金額がことなります。

なお、昭和41年4月2日以降に生まれた人には
振替加算はつきません。

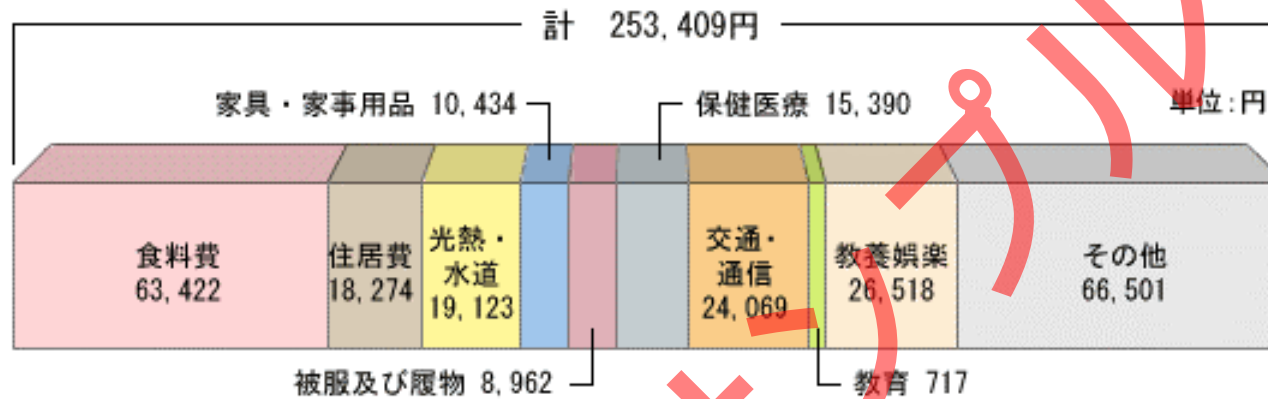


資料2

老後の日常生活の生活費は平均25万円

平成15年家計調査年表によると、世帯主60歳以上の日常生活の1ヶ月あたりの生活費は25.3万円。

世帯主60歳以上の日常生活費
(無職世帯・月額平均)



<総務省統計局「平成15年家計調査年表」>

ゆとりある老後生活費は平均38万円

現役世代も含めた対象者にして、夫婦二人での「老後の最低日常生活費」「ゆとりある老後生活費」に関する金額を尋ねた意識調査があります。その結果を見ると、最低日常生活費の平均は24.2万円、ゆとりある生活には37.9万円が必要となっています。ゆとりのための上乗せ額で一番多かったのは「10～15万円未満」で、全体の37.6%を占めています。その用途は、「旅行やレジャー」が最も高く、以下「趣味や教養」「身内とのつきあい」と続いています。

<生命保険文化センター「生活保障に関する調査」／平成16年>